

随意契約概要調書

令和 6年 1月 30日

契 約 日	令和 6年 1月 30日
請 負 業 者	太栄コンサルタンツ株式会社 清須支店 愛知県清須市清洲979-3
件 名	令和5年度仮線用地物件調査再算定業務（その1）
履 行 場 所	清須市西市場五丁目地内外
業 種	0503 補償コンサル（物件調査）
概 要	執行内容： 物件調査再算定業務 対象物件： 5件 算定内容： 木造建物の再算定 非木造建物の再算定 附帯工作物の再算定 動産に関する再算定 その他通損に関する再算定
履 行 期 間	令和 6年 1月 31日 から 令和 6年 3月 29日
契 約 金 額	1,980,000円（うち消費税及び地方消費税の額 180,000円）
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	【随意契約理由】 再算定業務は契約締結を予定している地権者の物件移転補償契約額に適用してある単価等を当初算定時点から現時点へ修正するものである。早期に算定を済ませ、地権者へ契約金額を提示する必要がある、算定期間の短縮及び円滑な業務の遂行が求められる。太栄コンサルタンツ（株）は対象物件の当初算定を行った業者のため、対象物件の個別事情など、算定上必要な情報を保持しており、算定期間等の短縮を図れることから随意契約を締結するものである。 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）

契約番号

5-11402-0

受付番号

5-1766

随意契約概要調書

令和 6年 1月 30日

契 約 日	令和 6年 1月 30日
請 負 業 者	株式会社名邦テクノ 愛知県名古屋市南区大磯通6-9-2
件 名	令和5年度仮線用地物件調査再算定業務（その2）
履 行 場 所	清須市西市場五丁目地内外
業 種	0503 補償コンサル（物件調査）
概 要	執行内容： 物件調査再算定業務」 対象物件： 3件 算定内容： 木造建物の再算定 附帯工作物の再算定 動産に関する再算定 その他通損に関する再算定
履 行 期 間	令和 6年 1月 31日 から 令和 6年 3月 29日
契 約 金 額	2,112,000円（うち消費税及び地方消費税の額 192,000円）
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	【随意契約理由】 再算定業務は契約締結を予定している地権者の物件移転補償契約額に適用してある単価等を当初算定時点から現時点へ修正するものである。早期に算定を済ませ、地権者へ契約金額を提示する必要がある、算定期間の短縮及び円滑な業務の遂行が求められる。（株）名邦テクノは対象物件の当初算定を行った業者のため、対象物件の個別事情など、算定上必要な情報を保持しており、算定期間等の短縮を図れることから随意契約を締結するものである。 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）

契約番号

5-11405-0

受付番号

5-1796

随意契約概要調書

令和 6年 1月 30日

契 約 日	令和 6年 1月 30日
請 負 業 者	株式会社新日 愛知県名古屋市中川区山王1-8-28
件 名	令和5年度仮線用地物件調査再算定業務（その3）
履 行 場 所	清須市清洲船舩町地内外
業 種	0503 補償コンサル（物件調査）
概 要	執行内容： 物件調査再算定業務 対象物件： 9件 算定内容： 木造建物の再算定 非木造建物の再算定 附帯工作物の再算定 機械設備の再算定 動産に関する再算定 その他通損に関する再算定 営業再調査
履 行 期 間	令和 6年 1月 31日 から 令和 6年 3月 29日
契 約 金 額	6,380,000円（うち消費税及び地方消費税の額 580,000円）
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	【随意契約理由】 再算定業務は契約締結を予定している地権者の物件移転補償契約額に適用してある単価等を当初算定時点から現時点へ修正するものである。早期に算定を済ませ、地権者へ契約金額を提示する必要がある、算定期間の短縮及び円滑な業務の遂行が求められる。（株）新日は対象物件の当初算定を行った業者のため、対象物件の個別事情など、算定上必要な情報を保持しており、算定期間等の短縮を図れることから随意契約を締結するものである。 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）

契約番号
5-11419-0
受付番号
5-1797

随意契約概要調書

令和 6年 1月 30日

契 約 日	令和 6年 1月 30日
請 負 業 者	中部復建株式会社 愛知県名古屋市中区福江1-1805
件 名	令和5年度仮線用地物件調査再算定業務（その4）
履 行 場 所	清須市西市場五丁目地内
業 種	0503 補償コンサル（物件調査）
概 要	執行内容： 物件調査再算定業務 対象物件： 1件 算定内容： 附帯工作物の再算定 その他通損に関する再算定
履 行 期 間	令和 6年 1月 31日 から 令和 6年 3月 29日
契 約 金 額	935,000円（うち消費税及び地方消費税の額 85,000円）
随 意 契 約 に よ る こ と と し た 理 由	【随意契約理由】 再算定業務は契約締結を予定している地権者の物件移転補償契約額に適用してある単価等を当初算定時点から現時点へ修正するものである。早期に算定を済ませ、地権者へ契約金額を提示する必要がある、算定期間の短縮及び円滑な業務の遂行が求められる。中部復建（株）は対象物件の当初算定を行った業者のため、対象物件の個別事情など、算定上必要な情報を保持しており、算定期間等の短縮を図れることから随意契約を締結するものである。 随意契約（地方自治法施行令第167条の2第1項第6号該当）

契約番号

5-11406-0

受付番号

5-1798

